

## 国際関連情報 FASB 情報

# FASB の動向 (2020年2月～2020年4月)

ASBJ 専門研究員 えんどう かずと  
遠藤 和人

ASU 第 2020-02 号「金融商品—信用損失（トピック 326）及びリース（トピック 842）：SEC スタッフの会計通牒（SAB）第 119 号に準拠した SEC パラグラフの改訂及び ASU 第 2016-02 号「リース」（トピック 842）の適用日に関する SEC セクションの更新」の公表（2020年2月）

米国財務会計基準審議会（FASB）は、2020年2月6日に、ASU 第 2020-02 号「金融商品—信用損失（トピック 326）及びリース（トピック 842）：SEC スタッフの会計通牒（SAB）第 119 号に準拠した SEC パラグラフの改訂及び ASU 第 2016-02 号「リース」（トピック 842）の適用日に関する SEC セクションの更新」を公表した。

本 ASU は、米国証券取引委員会（SEC）から公表された以下の内容に整合させるために、Accounting Standards Codification（ASC）を更新するものである。

(1) 2019年11月に公表された SEC の SAB 第 119 号の内容をトピック 326 に追加する。

具体的には、貸出活動を行う登録企業に対して、予想信用損失の測定やその際の統制、

方法の文書化等に関するガイダンスが示されている。

(2) 2019年12月に開催された米国公認会計士協会（AICPA）のカンファレンスにおいて、SEC スタッフが言及したトピック 842 の適用日に関する内容を追加する。

具体的には、他の企業が SEC に登録する書類に自社の財務諸表等が含まれるために公開の営利企業の定義に該当し、そうでなければその定義を満たさない企業は、トピック 842 「リース」の適用を、公開の営利企業以外の企業と同様に、2020年12月15日より後に開始する事業年度（期中期間については2021年12月15日より後に開始する事業年度）からとすることに、SEC スタッフは反対しないという内容である。

ASU 案（公開草案）「非営利企業（トピック 958）：拠出された非金融資産の非営利企業による表示及び開示」の公表（2020年2月）

FASB は、2020年2月10日に、ASU 案（公開草案）「非営利企業（トピック 958）：拠出された非金融資産の非営利企業による表示及び開示」を公表した。コメント期限は2020年4月10日であった。

本公開草案は、非営利企業に拠出された非金融資産の透明性を高めることを意図したものであり、非営利企業に対して主に以下の内容を要求することを提案している。

(1) 営業報告書の中で、拠出された非金融資産

を、他の拠出された現金又は金融資産と分けて表示する。

(2) 拠出された非金融資産について、その種類

を表すカテゴリーごとに一定の情報を開示する。

## ASU 第 2020-03 号「金融商品のコード化体系の改善」の公表（2020 年 3 月）

FASB は、2020 年 3 月 9 日に、ASU 第 2020-03 号「金融商品のコード化体系の改善」を公表した。

本 ASU は、会計基準を改善し、意図しない適用を修正するプロジェクトの一環として公表されたものであり、これにより現在の会計実務に重要な影響を及ぼしたり、企業に大きなコスト負担を強いたりすることは想定していないとされている。

具体的な内容は 7 つの項目により構成されており、そのうち主な内容は次のとおりである。

- (1) 公開の営利企業以外の企業も公正価値オプションの開示が必要であることの明確化
- (2) トピック 820（公正価値測定）における、

市場リスク又は信用リスクを相殺するポジションを有している場合の事後測定の例外について、デリバティブとして会計処理される非金融商品にも適用されることを明示

- (3) 預金及び貸付を行う金融機関に対する開示の要求事項の明確化

適用時期については修正項目ごとに定められているが、上記の(1)から(3)の修正については、公開の営利企業については本 ASU が公表された時点でただちに発効する。その他の企業については、2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び 2020 年 12 月 15 日より後に開始する期中期間より適用され、早期適用は認められる。

## ASU 第 2020-04 号「参照金利改革（トピック 848）：財務報告における参照金利改革の影響の軽減」の公表（2020 年 3 月）

FASB は、3 月 12 日に ASU 第 2020-04 号「参照金利改革（トピック 848）：財務報告における参照金利改革の影響の軽減」を公表した。

ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）が公表停止となるリスクに関連して、世界中の法域で規制当局により、観察可能で操作の余地のない取引に基づいた代替的な指標金利を識別する参照金利改革が行われている。本 ASU は、このような参照金利改革に伴い生じる一定の変更について会計上の実務的な便法を提供するものであり、主な内容は次のとおりである。

- (1) 契約の条件変更

参照金利改革に関連のある変更が行われた

場合、実質的な（substantial）変更ではないとみなして会計処理することができる。

- (2) ヘッジ会計の取扱い

参照金利改革に関連のある変更が行われた場合、ヘッジ会計を中止しないことができる。

- (3) 満期保有目的証券の取扱い

一定の要件を満たした場合、テインティング条項の適用を受けずに、一度だけ満期保有目的証券を売却若しくは売却可能証券又は売買目的証券への振替を行うことができる。

本 ASU は、公表日である 2020 年 3 月 12 日から、2022 年 12 月 31 日まで有効である。

## ASU 案（公開草案）「顧客との契約から生じる収益（トピック 606）及びリース（トピック 842）：特定の企業に対する適用日」の公表（2020 年 4 月）

FASB は、2020 年 4 月 21 日に ASU 案（公開草案）「顧客との契約から生じる収益（トピック 606）及びリース（トピック 842）：特定の企業に対する適用日」を公表した。コメント期限は 2020 年 5 月 6 日であった。

FASB は新型コロナウイルス感染症の流行に伴う世界経済への影響や困難を支援するため、以下の基準の適用日について、限定的な延期を提案している。

### (1) ASU 第 2014-09 号「顧客との契約から生じる収益（トピック 606）」

フランチャイズ・ビジネスを展開する公開の営利企業以外のフランチャイザーに適用される。これらの企業は、2019 年 12 月 15 日

より後に開始する事業年度及び 2020 年 12 月 15 日より後に開始する期中期間から適用を開始することを選択できる旨が提案されている。

### (2) ASU 第 2016-02 号「リース（トピック 842）」

非公開企業については、適用時期を 2021 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び 2022 年 12 月 15 日より後に開始する期中期間に延期することが提案されている。また、一定の有価証券等を発行する非営利企業については、適用時期を 2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及びその期中期間より適用することが提案されている。